

練馬区中小企業等従業員表彰のお知らせ

練馬区では、中小企業に勤務する成績良好な従業員を表彰することにより、従業員の勤労意欲増進と定着の向上を図り、練馬区中小企業等の振興に寄与することを目的に標記事業を実施しております。

今年度も下記の要領で実施いたしますので、ご多忙中恐縮ですが、貴事業所の表彰対象者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 対象者

区内中小企業等に長く勤務しており、勤務成績が良好である方。

本社が区内にある事業所であれば、実際の勤務先が練馬区外の場合でも対象となります。

2 勤続年数による表彰区分（算定基準日：令和6年11月1日）

(A) 10年以上20年未満

(B) 20年以上30年未満

(C) 30年以上

平成27年度から表彰区分を変更しています。

旧表彰区分

7年以上15年未満
15年以上

3 推薦にあたってのご注意

以下に該当する方は、表彰の対象となりませんのでご注意ください。

事業主の同居親族。ただし、従業員と認められる事由のある者を除く。

事業主（法人の場合は代表者）および法人等の役員（従業員と認められる事由のある役員は除く。）

上記（A）の表彰区分においては、旧表彰区分「7年以上15年未満」または「15年以上」で既に表彰された方。

上記（B）の表彰区分においては、旧表彰区分「15年以上」で既に表彰された方。同一区分既被表彰者。

4 推薦方法

(1) 申込フォームからの提出の場合

区ホームページから申込フォームへアクセスし、必要事項を入力してください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/jigyoshamuke/jigyosha/oshirase/jyugyouin.html>

二次元バーコードはこちら



(2) 紙での提出の場合

事業所の代表者がつぎの書類を直接区へご送付ください。（持込可）

1) 審査表（1事業所につき1通）

2) 履歴書（1候補者につき1通）

用紙が不足する場合、区ホームページからダウンロードするか、同封の用紙をコピーしてご使用いただいても結構です。

5 推薦受付期間および提出先

推薦受付期間 令和6年7月1日(月)～8月9日(金)

提出先 練馬区 産業経済部 経済課 中小企業振興係
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
5984-1483(直通)

6 表彰決定通知

令和6年9月下旬に各事業所に通知します。

7 表彰内容

表彰状に記念品を添えて区長が表彰します。なお、表彰に関して、事業者が費用を負担することはありません。

8 表彰式

日時 令和6年11月21日(木)
午後4時式典開始(午後3時受付開始)

場所 練馬区立区民・産業プラザ
ココネリホール(Coconeri 3階)
練馬区練馬1-17-1
(西武池袋線練馬駅北口 徒歩1分)



9 従業員表彰対象者

就職年月日が以下の方です。

10年表彰: 平成16年11月2日から平成26年11月1日まで

20年表彰: 平成6年11月2日から平成16年11月1日まで

30年表彰: 平成6年11月1日まで

10 その他 従業員表彰勤続年数早見表(令和6年11月1日現在)

就職年月日	勤続年数	就職年月日	勤続年数
平成27年11月1日迄	9年	平成16年11月1日迄	20年
平成26年11月1日迄	10年	平成15年11月1日迄	21年
平成25年11月1日迄	11年	平成14年11月1日迄	22年
平成24年11月1日迄	12年	平成13年11月1日迄	23年
平成23年11月1日迄	13年	平成12年11月1日迄	24年
平成22年11月1日迄	14年	平成11年11月1日迄	25年
平成21年11月1日迄	15年	平成10年11月1日迄	26年
平成20年11月1日迄	16年	平成9年11月1日迄	27年
平成19年11月1日迄	17年	平成8年11月1日迄	28年
平成18年11月1日迄	18年	平成7年11月1日迄	29年
平成17年11月1日迄	19年	平成6年11月1日迄	30年